

被保険者証が新規発行されなくなったことにより、

資格情報のお知らせ

又は

資格確認書

を

令和7年3月19日付で送付いたします。

現在お持ちの被保険者証又は資格確認書の有効期限は令和7年3月31日までとなっております。

国の方針により、令和6年12月2日より従来の被保険者証の新規発行を行っておりませんので、**令和7年3月19日付**で、「マイナ保険証」の利用登録をされている方には、『**資格情報のお知らせ**』を自宅宛て、それ以外の方には、『**資格確認書**』を事務所宛てにお送りいたします。

現在お持ちの被保険者証又は資格確認書は令和7年4月1日以降、使用できません。お手数ですが、4月1日以降、各自で破棄してください。

いずれかをお送りいたします

### 資格情報のお知らせ

- 医療機関等の読取り機が使えない場合に備え、「マイナ保険証」と共に持つておくものです



◀ A4厚紙

資格情報のお知らせ は下記の方に  
お送りいたします。

- 「マイナンバーカード」を健康保険証として利用登録されている方（「マイナ保険証」が使える方）

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等での受診はできません。

### 資格確認書

- 従来の被保険者証の代わりに医療機関等で使えます



◀ 従来の被保険者証と同じカード型

資格確認書 は下記の方に  
お送りいたします。

- 「マイナンバーカード」を作っていない方
- 「マイナンバーカード」を作っても健康保険証として利用登録されていない方
- 「マイナンバーカード」の電子証明書の有効期限切れで更新されていない方



国保のコッポちゃん

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除はできません。解除を希望する方は、当組合までお申し出ください。詳しくは、ホームページをご覧ください。

お問い合わせは 当組合 資格徴収係まで

TEL 06-6941-3243